

議 第 8 号

児童養護施設に対する支援の充実を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

児童養護施設は、保護者のない児童や虐待されている児童等を入所させ、自立に向けて養護することを目的としており、職員の人件費や施設での生活費等は国・都道府県等が公費負担しているが十分とは言えず、企業・個人からの寄付金や地域のボランティアに頼らざるを得ない厳しい運営実態にある。

また、入所児童は、身体的・心理的に複雑な問題を抱え、専門的な職員による対応が必要であるが、予算や人員に限られることから、必要な物品・設備等だけでなく、子どもの成長に不可欠な学び・体験等の機会の不足とともに、夜間対応等の不規則な勤務形態等を理由とした職員の離職も課題となっている。

国は本年4月、こども家庭庁を発足させ、現在、社会全体で子どもの成長を後押しするため、保育所の整備や保育士の確保・育成等の子育て支援策を充実させており、児童養護施設についても、入所児童の家庭的な環境での養育を進めるため、同様に施設の運営や人材確保等に対する支援の拡充が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、児童養護施設に対する支援の充実により、全ての子どもが取り残されることなく健やかに成長できる社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 措置制度の見直しを含めて安定的な児童養護施設の運営に必要な予算措置を拡充すること。
- 2 入所児童の健全な成長を支える学び・体験等の機会の充実に対する助成を拡充すること。
- 3 入所児童へのきめ細かな支援のために必要な質の高い職員の十分な確保・定着や待遇の維持・改善に向けた取組を強化すること。
- 4 入所児童が安心して暮らせる生活環境の整備に係る経費を補助すること。